

平成18年 4月28日

財団法人 財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 殿東京都電機厚生年金基金  
理事長 渡 邊 清「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）の公表」  
に対する意見平成18年3月16日付、実務対応報告公開草案第21号により公開、コメントが  
募集された標記の案について以下のとおり意見を提出します。

## 記

国の老齢厚生年金の報酬比例部分の一部を国に代行して行う代行部分とわが国特有のプラスアルファ部分により受給権者に基本年金を提供している仕組みは、アメリカや欧州の年金制度・退職給付制度にはないわが国独自の制度として認識しています。

しかしながら、現下の退職給付会計においては、代行部分とプラスアルファ部分とを区分しない一体的会計処理方法が適用されています。

その考え方の背景には、「厚生年金基金が継続して運営される過程で、基金の設立事業所の事業主は一切の負担責任を免れることがない。よって免除保険料率の凍結期間中に退職給付債務（代行部分）と厚生年金基金が保有すべき最低責任準備金の乖離幅が増大し、免除保険料の凍結が解除されたときに未認識債務として事業主に大きく影響することを考慮した。」とされています。

ご承知のように、平成11年に厚生年金保険法は保険料の引き上げを凍結し、これに伴い厚生年金基金の免除保険料率も凍結となった以降、わが国の年金制度を取巻く環境は確定給付企業年金法の制定などにより大きく変化してきています。

誰がみてもわかりあえる会計基準は必要なものです。

しかし、現在の会計基準は厚生年金基金にとって非常に厳しいものであり、それを受入れざるを得ない仕組みから退職金や年金の問題等の課題を認識した企業は、退職給付債務を圧縮するために代行返上へ走ったことはご承知のとおりです。

平成16年6月、財政の中立化を柱とした国民年金法等の一部を改正する法律が成立したことにより厚生年金保険法が改正されました。

厚生年金基金に係る免除保険料率の凍結解除等、新しい財政運営基準のもと、平成17年4月から施行されたところです。

しかし、免除保険料率の凍結解除は将来分について対応したもので過去の負に対応したものではありません。

このことから増大していた過去の加入期間分の給付債務に対応するため、最低責任

準備金が代行給付現価の一定割合を下回った場合には国が財源手当てをすることにより、基金財政の安定化を図ることが盛り込まれたところであり、当然にこの財源手当ては最低責任準備金に算入されることとなります。

かつて、免除保険料で賄いきれない代行給付は厚生年金基金の責任であったものが、一定の基準に従って国庫負担で対応されることになり厚生年金基金の負担となくなっただことは自明の理であり、「代行部分の債務は最低責任準備金」とする法律による明確化です。

このことは、「退職給付会計に関する実務指針」に記されている、「凍結解除後に事業主に負担が及ばないこと等、基本的前提の改革がされたときは再検討する。」ことに該当することとなります。

以上のことから、厚生年金保険法に準拠して代行部分は退職給付会計基準の対象としない旨の早急な見直し検討を進められますよう望むものであり、当厚生年金基金は、公表草案に強く反対することを表明します。